

証券コード 9444
平成19年7月10日

株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目4番21号
株 式 会 社 ト ー シ ン
代表取締役社長 石 田 信 文

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年7月24日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年7月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目1番8号
名古屋栄 東急イン アイビールーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第21期（平成18年5月1日から平成19年4月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第21期（平成18年5月1日から平成19年4月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.aspir.co.jp/koukoku/9444/9444.html>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成18年5月1日から
平成19年4月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益の改善による民間設備投資の拡大及び雇用情勢の改善に伴う個人消費が増加するなど、緩やかな拡大基調で推移いたしました。

このような経済状況のもとで、当社グループは、移動体通信関連事業における「携帯電話番号継続利用制度」に対応した販売基盤の整備・営業力の増強、不動産事業の市場動向に応じた多角化への深耕及びリゾート事業の拡大強化などに努めてまいりました。

また、重要課題でありましたプライバシーマークの認定を平成19年3月に受け、同年4月に付与されました。今後とも、個人情報管理施策を適宜見直し、適正な管理に努めてまいります。

この結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は170億11百万円（前期比28億31百万円増、20.0%増）、経常利益は9億24百万円（前期比1億33百万円増、16.8%増）、当期純利益は5億49百万円（前期比2億13百万円増、63.8%増）となり、売上高、経常利益及び当期純利益ともに、2年連続過去最高の経営成績を達成することができました。

また、当社単独の売上高は165億38百万円（前期比24億6百万円増、17.0%増）、経常利益は8億43百万円（前期比51百万円増、6.5%増）、当期純利益は4億89百万円（前期比1億52百万円増、45.4%増）となりました。

事業部門別の概況は次のとおりであります。

移動体通信関連事業

移動体通信関連事業の業界環境におきましては、携帯電話の加入件数が平成19年4月末現在で9,719万件に達し、全体の純増数は鈍化傾向にあります。平成18年10月の「携帯電話番号継続利用制度」の導入に加え、新規移動体通信事業者の参入による競争の激化など大変化に遭遇しております。

このような環境のなかで、当社グループは、これらの大変化をビジネスチャンスと捉え、新規出店や既存店舗の移転・全店改装など販売網の拡充及び売場環境の整備、さらにはお客様のニーズに柔軟に対応できる接客技術の向上に取り組んでまいりました。新規出店は8店舗（auショップ4店舗、ソフトバンクショップ4店舗）を実施し、加えて5店舗の移転及び1店舗の改装を行いました。当連結会計年度末現在の店舗体制は、直営の専売店が44店舗、併売店が3店舗、FC加盟店の専売店が26店舗の合計73店舗となり、売上高の増加に寄与いたしました。新規・機種変更を合わせた契約件数は、前期に比べて18.7%増加し、199千件となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は155億17百万円（前期比28億55百万円増、22.6%増）となりました。

不動産事業

名古屋地区初となった賃貸マンションの開発型不動産の流動化事業を核として、マンション・オフィスビル等の開発企画及びプロジェクト推進、アセットマネジメント、プロパティマネジメント等、不動産市場動向に応じた最適な事業の構築に取り組んでおります。

当連結会計年度におきましては、「さくらHills ARATAMA」（名古屋市瑞穂区瑞穂通、69戸）が売却・清算され、匿名組合配当金6億18百万円を売上高として計上いたしました。

当社グループ等が展開する賃貸マンション開発型不動産の流動化事業の規模は87億円となり、最終的には150億円となる見込みであります。平成18年12月には、「さくらHills 桜本町EAST」（名古屋市南区桜本町）が竣工いたしました。他に、名古屋市内に7棟のマンションを建設中であります。

一方、不動産賃貸事業では、名古屋市内に賃貸用マンション136室、テナント・賃貸用事務所835坪を所有しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は9億70百万円（前期比4億27百万円減、30.6%減）となりました。

リゾート事業

当連結会計年度におきましては、平成19年2月に三重県津市の伊勢高原リゾート株式会社から「伊勢高原カントリークラブ」の営業譲渡を受け、平成19年3月より名称を「TOSHIN Lake Wood Golf Club」と改めて営業を開始いたしました。

平成19年4月には、岐阜県加茂郡富加町の富加開発株式会社から「富加カントリー倶楽部」の営業譲渡を受け、名称を「TOSHIN Golf Club Central Course」と改めて営業を開始いたしました。

当該営業譲り受けにより、当社グループの所有コースは3コースとなりました。複数のゴルフ場をオペレーションすることで集客力の向上や運営

の効率化を図る体制を整え、経営効率を高めるとともに魅力的なサービスを提供してまいります。今後、当社グループ事業の柱の一つとして、売上・利益増が期待されます。

当連結会計年度における売上高は4億39百万円（前期比3億92百万円増、827.8%増）となりました。

その他事業

その他事業として、フード事業を行っております。

当社独自のコンセプトに基づく京風鍋と焼酎の和風料理店「大黒屋善次郎」及びカフェ事業の「CAFE ANGELINA（カフェ・アンジェリーナ）」の2業態の事業化に取り組んでおります。

市場ニーズを的確に把握し、オリジナリティとクリエイティブをコンセプトにしたサービスを展開してまいりました。

当連結会計年度における売上高は84百万円（前期比11百万円増、16.2%増）となりました。

事業部門別売上高

区分	売上高	構成比
移動体通信関連事業	15,517,028千円	91.2%
不動産事業	970,654千円	5.7%
リゾート事業	439,465千円	2.6%
その他事業（フード事業）	84,038千円	0.5%
合計	17,011,186千円	100.0%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、24億29百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ・不動産事業 賃貸マンション（さくらHills 桜本町EAST）の土地・建物
- ・リゾート事業 ゴルフ場（伊勢高原カントリークラブ：現TOSHIN Lake Wood Golf Club）の土地・建物
- ゴルフ場（富加カントリー倶楽部：現TOSHIN Golf Club Central Course）の土地・建物

③ 資金調達の状況

当社は、平成19年3月30日に第2回無担保社債を発行し、2億20百万円を調達いたしました。調達資金につきましては、不動産事業関連への投資に充当しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 平成16年4月期	第 19 期 平成17年4月期	第 20 期 平成18年4月期	第 21 期 平成19年4月期
売 上 高(千円)	8,849,057	11,160,117	14,179,256	17,011,186
経 常 利 益(千円)	309,794	229,774	791,506	924,602
当 期 純 利 益(千円)	11,648	83,132	335,319	549,092
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	1,907円76銭	3,366円30銭	1,092円82銭	870円08銭
総 資 産(千円)	5,807,402	6,436,233	9,797,141	11,791,158
純 資 産(千円)	1,570,474	1,631,169	1,941,546	2,526,770
1 株 当 たり 純 資 産 額	256,613円52銭	65,604円56銭	6,298円57銭	3,962円00銭

- (注) 1. 第21期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算出については、自己株式を控除して算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 千円	当社の議決権比率 %	主 要 な 事 業 内 容
さくらアセット マネジメント株式会社	50,000	100	不動産に係わる事業全般
トーションリゾート株式会社	10,000	100	ゴルフ場の運営管理

(4) 対処すべき課題

移動体通信機器市場の成熟化及び競争激化が続いており、不動産事業やリゾート事業など新規事業による成長性と利益の確保が課題となっています。

- ① 移動体通信関連事業は、お客様第一主義のもと、auショップ及びソフトバンクショップの「専売店（キャリアショップ）」並びに当社店舗ブランドで、すべてのキャリア端末を販売する「ケータイマーケット」の出店を進めてまいります。売場環境の整備及びお客様のニーズに柔軟に対応できる接客技術の向上に取り組んでまいります。
- ② 移動体通信関連事業のエリア別戦略は、中部地区とともにマーケットの大きな関東エリアも重点地区として位置付け、通信事業者とも連携を強化しつつ出店を行ってまいります。
- ③ 不動産事業につきましては、移動体通信関連事業に続く重点事業と位置付け、従来の賃貸ビル及び賃貸マンションの効率運営に加え、開発型の不動産流動化事業、アセットマネジメントやプロパティマネジメント業務の推進などで、更なる利益を確保してまいります。
- ④ ゴルフ場の運営管理などのリゾート事業を展開しております。多数のゴルフ場をオペレーションすることで集客力の向上や運営の効率化を図る体制を整え、経営効率を高めるとともに、施設整備と魅力的なサービスを提供します。事業多角化の柱の一つとして、売上・利益の拡大を図ってまいります。
- ⑤ 内部統制システムの構築につきましては、様々な業務プロセスについて、リスクの識別とリスクへの対応を検証・評価し、適正な業務が確保できる体制を構築してまいります。
- ⑥ 人材の開発・確保につきましては、社内ベンチャー制度の導入や外部の研修機関を利用した社員研修とOJTの充実並びに貢献主義に基づく評価制度を定着させ、活力溢れる企業集団を創り上げてまいります。
- ⑦ 一層のサービス向上を図るため、プライバシーマーク取得企業として万全な個人情報保護の管理や継続的なお客様アンケートを実施しております。アンケートは、お客様の声として当社社長室で承り、サービスの充実に努めてまいります。
- ⑧ 効率経営を実践し、売上高経常利益率3%以上を継続・確保できる経営体質づくりを目指します。

(5) 主要な事業内容（平成19年4月30日現在）

当社グループは、「携帯電話ショップの展開を中心とした移動体通信関連事業」、「不動産の賃貸や開発型の不動産流動化事業を中心とする不動産事業」、「ゴルフ場の運営管理などのリゾート事業」、「飲食サービスを提供するその他事業（フード事業）」の4つの事業で経営の拡大発展を目指しております。

(6) 主要な営業所 (平成19年4月30日現在)

当社

- 本社 名古屋市中区栄三丁目4番21号
LACHICオフィス 名古屋市中区栄三丁目6番1号栄三丁目ビルディング
LACHIC11階
関東支店 東京都豊島区北大塚二丁目16番8号
パロックコート大塚101号
長野支店 長野県松本市大字芳川村井町823番地1
[ソフトバンクショップ 22店舗]
愛知県 11店、静岡県 5店、三重県 2店、
東京都 3店、長野県 1店
[auショップ 22店舗]
愛知県 11店、静岡県 4店、三重県 3店、
東京都 2店、岐阜県 1店、長野県 1店
[ケータイマーケット 3店舗]
愛知県 3店
[和風料理店 大黒屋善次郎 1店舗]
愛知県 1店
[CAFE ANGELINA 1店舗]
愛知県 1店

子会社 2社

- さくらアセットマネジメント株式会社
名古屋市中区栄三丁目4番21号
トーシンリゾート株式会社
名古屋市中区栄三丁目4番21号
[ゴルフ場 3コース]
栃木県栃木市 TOSHIN TOKYO North Hills Golf Course
三重県津市 TOSHIN Lake Wood Golf Club
岐阜県加茂郡 TOSHIN Golf Club Central Course

(7) 従業員の状況 (平成19年4月30日現在)

区 分	従業員数	前連結会計年 度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
	名	名	歳	年
男 性	123	45増	37.1	2.0
女 性	160	9減	28.3	2.3
合計又は平均	283	36増	32.0	2.1

- (注) 1. 上記にはパートタイマー・アルバイト・契約社員113名は含まれておりません。
2. 前連結会計年度末比36名増加は、主に平成19年2月28日に譲り受けたゴルフ場「TOSHIN Lake Wood Golf Club」及び平成19年4月10日に譲り受けたゴルフ場「TOSHIN Golf Club Central Course」によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成19年4月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社関西アーバン銀行	1,466百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,341
株式会社静岡銀行	764
株式会社みずほ銀行	575
株式会社十六銀行	500
瀬戸信用金庫	431

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成19年4月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 2,387,564.16株
- ② 発行済株式の総数 637,914株
- ③ 株主数 11,128名
- ④ 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 ジ ャ ッ ト	223,040株	34.97%
石 田 信 文	48,309	7.57
石 田 ゆ か り	24,554	3.85
山 田 正 義	22,600	3.54
ソフトバンクモバイル株式会社	14,400	2.25
ト ー シ ン 従 業 員 持 株 会	7,405	1.16
中央三井信託銀行株式会社	7,200	1.12
山 田 月 子	7,008	1.09
花 井 敏 隆	4,580	0.71
株 式 会 社 オ ー レ ン ジ	4,335	0.67

(注) 出資比率は自己株式（163株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況
 - ・新株予約権の数
2,044個（新株予約権1個につき8株）
 - ・新株予約権の目的である株式の数
16,352株

- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 105,069円（1株当たり 13,134円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
資本金組入れ額 1株当たり 6,567円
資本準備金組入れ額 1株当たり 6,567円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成17年8月17日から平成23年7月31日まで（取締役2名）
平成19年8月1日から平成23年7月31日まで（上記取締役を除く取締役2名）
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権発行時において当社の取締役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。また、新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人による権利行使は認めない。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	2,044個	16,352株	4名

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成19年4月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	石 田 信 文	
取 締 役	原 田 国 保	営 業 部 長
取 締 役	石 田 ゆ かり	財 務 部 長
取 締 役	宮 川 勝 美	管 理 部 長
取 締 役	山 本 政 永	ソ フ ト バ ン ク モ バ イ ル (株) 業 務 執 行 役 員
常 勤 監 査 役	志 水 義 彦	
監 査 役	深 谷 隆 雄	税 理 士
監 査 役	異 相 武 憲	弁 護 士
監 査 役	足 立 龍 三	新 コ ス モ ス 電 機 (株) 監 査 役

- (注) 1. 取締役山本政永氏は、社外取締役であります。
2. 監査役深谷隆雄氏、異相武憲氏及び足立龍三氏は、社外監査役であります。
3. 当該事業年度に係る会社役員の重要な兼務状況は、以下のとおりであります。
- ・ 代表取締役石田信文氏は、トーシンリゾート株式会社の代表取締役及びさくらアセットマネジメント株式会社の代表取締役を兼務しております。
 - ・ 取締役原田国保氏は、トーシンリゾート株式会社の取締役を兼務しております。
 - ・ 取締役石田ゆかり氏は、さくらアセットマネジメント株式会社の取締役を兼務しております。
 - ・ 取締役宮川勝美氏は、トーシンリゾート株式会社の監査役を兼務しております。
 - ・ 監査役深谷隆雄氏は、さくらアセットマネジメント株式会社の監査役を兼務しております。
4. 監査役深谷隆雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 事業年度中に退任した会社役員
 第20期定時株主総会（平成18年7月28日開催）の終結の日の翌日以降に在任していた会社役員で当事業年度中に退任した者は以下のとおりです。

退任時の会社における地位	氏 名	退任時の担当及び他の法人等の代表状況	退 任 日
監 査 役	藤 田 謙 次	藤 田 設 計 事 務 所 所 長	平成19年3月31日

(注) 監査役藤田謙次氏は、辞任による退任であります。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 （う ち 社 外 取 締 役）	5名 (1)	75百万円 (-)
監 （う ち 社 外 監 査 役）	5 (4)	6 (2)
合 計	10	81

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記のほか、平成19年7月25日開催の第21期定時株主総会に上程する「退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件」が承認された場合には、退任監査役に対し、総額1,266千円が支払われる予定であります。
 3. 取締役の報酬限度額は、平成8年2月28日開催の定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 4. 監査役の報酬限度額は、平成8年2月28日開催の定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

取締役山本政永氏は、ソフトバンクモバイル株式会社の業務執行役員を兼務しております。なお、当社はソフトバンクモバイル株式会社との間に移動体通信機器の仕入等の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（21回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役山本政永	21回	100.0%	—	—
監査役深谷隆雄	21	100.0	14回	100.0%
監査役異相武憲	19	90.5	13	92.9
監査役足立龍三	17	100.0	8	100.0
監査役藤田謙次	20	100.0	13	100.0

(注) 1. 監査役足立龍三氏は、平成18年7月28日に就任いたしました。同氏の実取締役会、監査役会の出席回数、出席率は就任以降の内容を記載しております。

2. 監査役藤田謙次氏は、平成19年3月31日に辞任により退任いたしました。同氏の実取締役会、監査役会の出席回数、出席率は退任までの内容を記載しております。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役山本政永氏は、取締役会において、主に移動体通信関連事業での幅広い経験から助言・提言を行っております。

監査役深谷隆雄氏は、取締役会及び監査役会において、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

監査役異相武憲氏は、取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

監査役足立龍三氏は、取締役会及び監査役会において、主に他の会社の監査役を含む豊富な社会経験から発言を行っております。

監査役藤田謙次氏は、取締役会及び監査役会において、主に設計事務所所長としての専門的見地から発言を行っておりました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人東海会計社

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記支払額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人東海会計社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する
ための体制

次のコンプライアンス体制を構築する。

イ. 当会社及びグループ各社は、取締役、使用人の企業倫理意識の向上、
法令遵守のため「トーン行動指針」を定め、研修を実施し、実行化
する。

ロ. 当会社及びグループ各社における法令遵守の観点から、これに反す
る行為等を早期に発見し是正するため、グループ従業員を対象とした
「内部通報制度」として「トーン・アラーム」を設置する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令・各種社内規程に基づき保管する。また、情報の管理については、
既に実行しているコンプライアンス・プログラムにより対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

トーン・リスク管理委員会を設置する。この委員会はリスク管理を統
括する組織として、個々のリスク（経営戦略・業務運営・環境・災害等の
リスク）の責任部署を定めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・
総括的に管理する体制を確保する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び監査役で構成する取締役会を毎月開催して、重要事項につい
て審議及び決定を行い、必要に応じて適宜開催する。また、執行役員制度
を導入して業務執行の効率化を図る。

⑤ 株式会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正
を確保するための体制

グループ共通の基本理念と基本方針を制定し、関係会社管理規程を設定
する。内部監査室による継続的な業務の適正性及び運営状況を实地監査す
る。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査室を設置して、監査役の要請があった場合は職務を補助するスタッフを配置する。監査役スタッフの人事評価及び任命は監査役会が行い、人事異動については常勤監査役の同意を得る。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ. 会社及びグループ各社の業務・財務に重大な影響、損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、当該事実に関する事項。

ロ. 会社及びグループ各社の役職員が法令又は定款に違反する行為をし、又はこれらの行為を行う恐れがあると考えられるときは、その旨。

ハ. 監査役（会）から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役及び使用人は、速やかに当該事項につき報告を行う。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 代表取締役社長直属の組織として内部監査室を設置。監査役と緊密な関係を保ち、監査役に対し内部監査結果の報告を行う。

ロ. 代表取締役社長及び取締役との定期的会合・情報交換の開催。

ハ. 取締役は、監査役による重要な会議への出席及び重要文書の閲覧、子会社の実地監査等の監査活動に積極的に協力する。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつと認識したうえで、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり100円とさせていただきます。すでに、実施済みの中間配当金1株当たり100円とあわせて、年間配当金は1株当たり200円となります。

連結貸借対照表

(平成19年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,286,992	流 動 負 債	6,103,678
現金及び預金	829,014	買掛金	1,666,139
売掛金	1,983,863	短期借入金	3,240,276
たな卸資産	1,313,698	1年内償還予定社債	264,000
繰延税金資産	37,429	未払金	299,856
その他	123,068	未払法人税等	173,215
貸倒引当金	△82	賞与引当金	54,650
固 定 資 産	7,496,547	その他	405,541
有形固定資産	5,664,346	固 定 負 債	3,160,709
建物及び構築物	1,774,888	社債	176,000
土地	3,786,426	長期借入金	2,839,298
その他	103,030	退職給付引当金	3,048
無形固定資産	107,937	その他	142,362
投資その他の資産	1,724,264	負 債 合 計	9,264,388
投資有価証券	178,915	純 資 産 の 部	
長期貸付金	67,653	株 主 資 本	2,515,651
匿名組合出資金	807,990	資本金	691,555
敷金保証金	250,484	資本剰余金	830,073
繰延税金資産	57,991	利益剰余金	994,690
その他	361,432	自己株式	△669
貸倒引当金	△203	評価・換算差額等	11,118
繰 延 資 産	7,618	その他有価証券評価差額金	11,118
資 産 合 計	11,791,158	純 資 産 合 計	2,526,770
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,791,158

連結損益計算書

(平成18年5月1日から
平成19年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	17,011,186
売 上 原 価	13,971,887
売 上 総 利 益	3,039,299
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,159,214
営 業 利 益	880,084
営 業 外 収 益	150,276
受 取 利 息 ・ 受 取 配 当 金	4,049
広 告 支 援 金 収 入	61,715
店 舗 開 設 支 援 金	53,567
そ の 他	30,944
営 業 外 費 用	105,757
支 払 利 息	84,526
そ の 他	21,231
経 常 利 益	924,602
特 別 利 益	20,001
固 定 資 産 売 却 益	19,172
そ の 他	829
特 別 損 失	32,617
固 定 資 産 売 却 損	1,635
固 定 資 産 除 却 損	30,977
そ の 他	3
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	911,987
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	347,198
法 人 税 等 調 整 額	15,696
当 期 純 利 益	549,092

連結株主資本等変動計算書

（平成18年5月1日から
平成19年4月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成18年4月30日 残高	608,729	747,277	555,601	△669	1,910,938
連結会計年度中の変動額					
新株予約権の権利行使	82,826	82,796			165,622
剰余金の配当（注）			△46,237		△46,237
剰余金の配当			△63,765		△63,765
当期純利益			549,092		549,092
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	82,826	82,796	439,089	-	604,712
平成19年4月30日 残高	691,555	830,073	994,690	△669	2,515,651

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年4月30日 残高	30,607	30,607	1,941,546
連結会計年度中の変動額			
新株予約権の権利行使			165,622
剰余金の配当（注）			△46,237
剰余金の配当			△63,765
当期純利益			549,092
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△19,488	△19,488	△19,488
連結会計年度中の変動額合計	△19,488	△19,488	585,223
平成19年4月30日 残高	11,118	11,118	2,526,770

（注）平成18年7月の定時株主総会における利益処分項目であります。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 トーシンリゾート株式会社
さくらアセットマネジメント株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
- ・時価のないもの 総平均法による原価法

なお、匿名組合契約に基づく特定目的会社への出資については、特定目的会社の損益の純額に対する持分相当額を取込む方法によっております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・移動体通信機器 個別法による原価法
- ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法
- ・販売用不動産 個別法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。毎期均等償却をしております。

ハ. 長期前払費用

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費について、支出時に全額費用としております。なお、前連結会計年度末までに発生した新株発行費は、新株式発行後3年以内、均等額以上の償却を行っております。

社債発行費について、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。なお、前連結会計年度末までに発生した社債発行費は、社債発行後3年以内、均等額以上の償却を行っております。

④ 重要な引当金の計上基準

- | | |
|------------|---|
| イ. 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ロ. 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 |
| ハ. 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額（期末自己都合退職金要支給額の100%を計上する簡便法）に基づき計上しております。 |

⑤ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|----------------|--|
| イ. ヘッジ会計の方法 | 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。 |
| ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息 |
| ハ. ヘッジ方針 | デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。 |
| ニ. ヘッジ有効性評価の方法 | 金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。 |

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんは5年間の定額法により償却しております。

(7) 当連結会計年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、連結計算書類を作成しております。

(8) 会計方針の変更

① 繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い

当連結会計年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第19号 平成18年8月11日）を適用しております。この結果、従来の方法による場合と比較して、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

② 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準 適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は2,526,770千円であります。なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しております。

③ 企業結合に係る会計基準等

当連結会計年度から「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年2月27日 企業会計基準適用指針第10号）を適用しております。

④ 減価償却方法の変更

法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。なお、この変更に係る影響額は軽微であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	806,839千円
土地	941,596千円
計	1,748,436千円

上記の物件は、短期借入金166,360千円、長期借入金1,673,106千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 536,409千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	308,333.52株	329,580.48株	一株	637,914株

(注) 普通株式の発行済株式の総数の増加329,580.48株は、平成18年5月1日に実施した株式分割(1:2)による増加308,333.48株、新株予約権付社債の株式への転換による増加7,567株及びストックオプションの行使による増加13,680株であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	81.6株	81.4株	一株	163株

(注) 自己株式の数の増加81.4株は、平成18年5月1日に実施した株式分割(1:2)による増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成18年7月28日開催の第20期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 46,237千円
- ・1株当たり配当額 150円
- ・基準日 平成18年4月30日
- ・効力発生日 平成18年7月31日

ロ. 平成18年12月15日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 63,765千円
- ・1株当たり配当額 100円
- ・基準日 平成18年10月31日
- ・効力発生日 平成19年1月16日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成19年6月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 63,775千円
- ・1株当たり配当額 100円
- ・基準日 平成19年4月30日
- ・効力発生日 平成19年7月11日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成16年7月30日株主総会決議分	平成17年7月29日株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	3,360株	47,744株
新株予約権の残高	70個	5,968個

4. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,962円00銭
(2) 1株当たり当期純利益 870円08銭

5. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成19年6月6日開催の取締役会決議に基づき、当社の100%子会社であるトーシンリゾート株式会社が、平成19年7月11日をもって株式会社ギャラックが運営する「美濃カントリークラブ」の事業譲渡を受けます。

(1) 事業譲受けの概要

相手企業の名称	株式会社ギャラック
取得した事業の内容	ゴルフ場の運営
企業統合を行った主な理由	ゴルフ場運営事業の拡大
企業結合日	平成19年7月11日
企業結合の法的形式	事業譲受
譲受け後の企業の名称	トーシンリゾート株式会社
取得した議決権比率	—

(2) 取得する事業の取得原価及びその内訳

取得した事業の取得原価 1,000,000千円（税込）

6. その他の注記

販売用不動産の所有目的の変更

販売用不動産の一部を販売目的から賃貸目的へ保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度において建物30,000千円、土地240,781千円、借地権88,500千円が増加しております。

貸借対照表

(平成19年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,138,420	流 動 負 債	5,872,118
現金及び預金	722,026	買掛金	1,666,139
売掛金	1,953,868	短期借入金	2,720,000
商品	543,698	1年内返済予定長期借入金	455,276
貯蔵品	889	1年内償還予定社債	264,000
販売用不動産	759,668	未払金	180,849
前払費用	37,061	未払法人税等	145,991
繰延税金資産	36,011	未払消費税等	5,696
その他	100,614	前受金	205,000
貸倒引当金	△15,419	預り金	167,938
固 定 資 産	6,053,355	前受収益	12,597
有 形 固 定 資 産	3,162,919	賞与引当金	42,500
建物	1,383,657	その他の	6,129
構築物	19,914	固 定 負 債	1,825,156
車両運搬具	12,560	社債	176,000
工具器具備品	19,585	長期借入金	1,526,798
土地	1,695,843	退職給付引当金	3,048
建設仮勘定	31,357	預り敷金等	119,310
無 形 固 定 資 産	96,439	負 債 合 計	7,697,275
借地権	92,998	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	1,112	株 主 資 本	2,491,000
電話加入権	2,329	資本金	691,555
投 資 そ の 他 の 資 産	2,793,996	資本剰余金	830,073
投資有価証券	178,915	資本準備金	830,073
子会社株式	10,000	利 益 剰 余 金	970,039
出資金	10	利益準備金	54,942
長期貸付金	67,653	その他利益剰余金	915,097
関係会社長期貸付金	1,124,619	別途積立金	195,000
長期前払費用	5,699	繰越利益剰余金	720,097
匿名組合出資金	807,990	自 己 株 式	△669
敷金保証金	191,782	評価・換算差額等	11,118
差入保証金	19,510	その他有価証券評価差額金	11,118
会員権	85,020	純 資 産 合 計	2,502,119
繰延税金資産	88,489	負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,199,394
長期性預金	240,000		
貸倒引当金	△25,693		
繰延資産	7,618		
資 産 合 計	10,199,394		

損 益 計 算 書

（平成18年5月1日から
平成19年4月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	16,538,104
売 上 原 価	13,951,992
売 上 総 利 益	2,586,111
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,803,685
営 業 利 益	782,425
営 業 外 収 益	150,365
受 取 利 息 ・ 受 取 配 当 金	16,354
広 告 支 援 金 収 入	61,715
店 舗 開 設 支 援 金	53,567
雑 収 入	18,728
営 業 外 費 用	89,308
支 払 利 息	62,855
社 債 利 息	5,258
そ の 他	21,194
経 常 利 益	843,482
特 別 利 益	20,001
固 定 資 産 売 却 益	19,172
そ の 他	829
特 別 損 失	32,471
固 定 資 産 売 却 損	1,493
固 定 資 産 除 却 損	30,977
税 引 前 当 期 純 利 益	831,013
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	318,365
法 人 税 等 調 整 額	23,310
当 期 純 利 益	489,337

株主資本等変動計算書

（平成18年5月1日から
平成19年4月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成18年4月30日 残高	608,729	747,277	747,277	54,942	195,000	340,763	590,705	△669	1,946,042
事業年度中の変動額									
新株予約権の権利行使	82,826	82,796	82,796						165,622
剰余金の配当（注）							△46,237	△46,237	△46,237
剰余金の配当							△63,765	△63,765	△63,765
当期純利益							489,337	489,337	489,337
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	82,826	82,796	82,796	-	-	379,334	379,334	-	544,957
平成19年4月30日 残高	691,555	830,073	830,073	54,942	195,000	720,097	970,039	△669	2,491,000

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成18年4月30日 残高	30,607	30,607	1,976,650
事業年度中の変動額			
新株予約権の権利行使			165,622
剰余金の配当（注）			△46,237
剰余金の配当			△63,765
当期純利益			489,337
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△19,488	△19,488	△19,488
事業年度中の変動額合計	△19,488	△19,488	525,468
平成19年4月30日 残高	11,118	11,118	2,502,119

（注）平成18年7月の定時株主総会における利益処分項目であります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------------|---|
| ① 子会社株式 | 総平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 総平均法による原価法
なお、匿名組合契約に基づく特定目的会社への出資については、特定目的会社の損益の純額に対する持分相当額を取込む方法によっております。 |
| ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| ・移動体通信機器 | 個別法による原価法 |
| ・貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法 |
| ・販売用不動産 | 個別法による原価法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|---|
| ① 有形固定資産 | 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）によっております。 |
| ② 無形固定資産 | 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| ③ 長期前払費用 | 每期均等償却をしております。 |

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費について、支出時に全額費用としております。なお、前事業年度末までに発生した新株発行費は、新株式発行後3年以内、均等額以上の償却を行っております。

社債発行費について、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。なお、前事業年度末までに発生した社債発行費は、社債発行後3年以内、均等額以上の償却を行っております。

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 |

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（期末自己都合退職金要支給額の100%を計上する簡便法）に基づき計上しております。
- (5) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息
- ③ ヘッジ方針
デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。
- (7) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
- (8) 当事業年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、計算書類を作成しております。
- (9) 会計方針の変更
- ① 繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い
当事業年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第19号 平成18年8月11日）を適用しております。この結果、従来の方法による場合と比較して、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

② 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は2,502,119千円であります。なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しております。

③ 減価償却方法の変更

法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。なお、この変更に係る影響額は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	706,899千円
土地	904,327千円
計	1,611,226千円

上記の物件は、1年以内返済予定長期借入金133,860千円、長期借入金1,008,106千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 518,723千円

(3) 債務保証

子会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

トーシンリゾート株式会社	1,377,500千円
--------------	-------------

(4) 子会社に対する金銭債権は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	69,985千円
② 長期金銭債権	1,124,619千円

3. 損益計算書に関する注記

子会社との取引高

① 売上高	9,150千円
② その他の営業取引高	25,874千円
③ 営業取引以外の取引高	12,362千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	81.6株	81.4株	一株	163株

(注) 自己株式の数の増加81.4株は、平成18年5月1日に実施した株式分割（1：2）による増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入超過額	3,447千円
未払事業税	12,211千円
賞与引当金繰入超過額	17,170千円
その他	3,182千円
計	36,011千円
繰延税金負債	－千円
繰延税金資産の純額	36,011千円

(2) 固定資産

繰延税金資産	
子会社株式評価損	20,200千円
ゴルフ会員権評価損	9,292千円
投資有価証券評価損	623千円
貸倒引当金繰入超過額	5,744千円
退職給付引当金繰入超過額	1,231千円
減価償却超過額	54,307千円
リース減損損失	4,025千円
その他	601千円
計	96,026千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△7,536千円
計	△7,536千円
繰延税金資産の純額	88,489千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	期末残高相当額
車両運搬具	31,774千円	16,197千円	— 千円	15,577千円
工具器具備品	272,739	193,373	26,714	52,650
合計	304,514	209,571	26,714	68,227

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	26,630千円
1年超	41,597千円
合計	68,227千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	トーション リゾート株式会社	100.0	役員 の 兼 任 管理業務の受託	資金の貸付 (注) 1 債務の保証	1,165,717 1,377,500	長期貸付金 債務保証	1,089,629 —

(注) 1. 長期貸付金の取引金額欄には期中平均残高を記載しております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,923円35銭
(2) 1株当たり当期純利益	775円39銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

販売用不動産の所有目的の変更

販売用不動産の一部を販売目的から賃貸目的へ保有目的を変更したことに伴い、当事業年度において建物30,000千円、土地240,781千円、借地権88,500千円が増加しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年6月19日

株式会社トーシン

取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員 公認会計士 棚 橋 泰 夫 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 橋 渡 徹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーシンの平成18年5月1日から平成19年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーシン及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、100%子会社であるトーシンリゾート株式会社が平成19年7月11日をもって、株式会社ギャラックより美濃カントリークラブの事業譲渡を受けることとなった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年6月19日

株式会社トーシン
取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員 公認会計士 棚橋泰夫 ㊟
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 橋渡徹 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーシンの平成18年5月1日から平成19年4月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

平成19年6月20日

株式会社トーシン

代表取締役社長 石田 信文 殿

株式会社トーシン 監査役会

常勤監査役 志水 義彦 ⑩

社外監査役 深谷 隆雄 ⑩

社外監査役 異相 武憲 ⑩

社外監査役 足立 龍三 ⑩

当監査役会は、平成18年5月1日から平成19年4月30日までの第21期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

平成19年6月20日

株式会社トーシン

代表取締役社長 石 田 信 文 殿

株式会社トーシン 監査役会

常勤監査役 志 水 義 彦 ㊟

社外監査役 深 谷 隆 雄 ㊟

社外監査役 異 相 武 憲 ㊟

社外監査役 足 立 龍 三 ㊟

当監査役会は、平成18年5月1日から平成19年4月30日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業の拡大に備え、現行定款第2条につき、事業の目的の追加を行うものであります。
- (2) 今後の事業規模の拡大に備え、現行定款第6条につき、発行可能株式総数を増加させるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)～(23) (条文省略)	(1)～(23) (現行どおり)
(新設)	<u>(24) ホテルの運営及び管理</u>
<u>(24) 前各号に付帯関連する一切の事業</u>	(25) (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行する株式の総数は、 <u>2,387,564.16株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,550,000株</u> とする。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役（5名）全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営陣の強化を図るため取締役を1名増員することとし、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
1	石田 信文 (昭和35年1月3日生)	昭和55年5月 個人商店の石田工業を創業 昭和61年7月 有限会社石田興業設立、取締役就任 昭和63年4月 当社設立、代表取締役社長就任 現在に至る	株 48,309
2	原田 国保 (昭和29年3月28日生)	昭和60年3月 株式会社バレモ入社 平成11年9月 当社入社 平成12年4月 当社取締役就任 現在に至る 〈現在の担当〉 当社営業部長	2,363
3	石田 ゆかり (昭和37年4月25日生)	昭和61年7月 有限会社石田興業設立、取締役就任 昭和63年4月 当社設立、取締役就任 現在に至る 〈現在の担当〉 当社財務部長	24,554
4	宮川 勝美 (昭和26年8月13日生)	平成8年9月 北川工業株式会社入社 平成12年1月 株式会社あへッド入社 平成12年8月 当社入社 管理部マネージャー 平成13年7月 当社取締役就任 現在に至る 〈現在の担当〉 当社管理部長	2,740

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
5	山本政永 (昭和31年1月1日生)	昭和62年4月 日本テレコム株式会社入社 平成6年10月 株式会社東海デジタルホン 出向 平成13年11月 ジェイフォン(現ソフトバンクモバイル)株式会社 東海営業統括部部長 平成14年7月 当社取締役就任 現在に至る 平成14年11月 ソフトバンクモバイル株式会社業務執行役員 現在に至る	株 —
6	江本健一 (昭和53年11月1日生)	平成13年4月 当社入社 平成18年5月 当社執行役員就任 現在に至る 〈現在の担当〉 当社社長室兼アセット事業部マネージャー	96

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山本政永氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 山本政永氏を社外取締役候補者とした理由は、ソフトバンクモバイル株式会社の業務執行役員を兼務しており、豊富な知識と経験をお持ちであり、当社の経営にも活かしていただけると判断したためであります。
4. 山本政永氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、山本政永氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約は継続されます。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役深谷隆雄、異相武憲の両氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 株式の数
深谷 隆雄 (昭和29年9月28日生)	平成3年6月 深谷隆雄税理士事務所開設 平成12年7月 当社監査役 (現在に至る)	株 —

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 深谷隆雄氏は、社外監査役の候補者であります。
3. 深谷隆雄氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士として専門的な知識と豊富な経験をお持ちであり、当社の監査体制に活かしていただけるものと判断したためであります。
4. 深谷隆雄氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
5. 当社は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、深谷隆雄氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約は継続されます。

第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任されます異相武憲氏ならびに平成19年3月31日に辞任により監査役を退任されました藤田謙次氏に対し、在任中の労に報いるため、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。上記各氏に対する退職慰労金につきましては、総額1,266千円を贈呈することとし、各氏に対する具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
異相 武憲	平成12年7月 当社 監査役 現在に至る
藤田 謙次	平成13年7月 当社 監査役 平成19年3月 退任

以上

